

芦屋市社会福祉審議会の体制

改正後

芦屋市社会福祉審議会	
設置根拠	芦屋市附属機関の設置に関する条例
担任事務	市民の社会福祉に関する事項についての調査審議
委員定数	<u>25人</u> 以内(臨時委員若干人を置くことができる。)
委員構成	(1)知識経験者 5人 (2)市議会議員 2人 (3)市民 1人 (4)社会福祉団体等の代表者 11人 (5)行政関係者 1人 (6)市職員 2人 計22人 ※ 内訳の人数については予定

改正前

芦屋市社会福祉審議会	
設置根拠	芦屋市附属機関の設置に関する条例
担任事務	市民の社会福祉に関する事項についての調査審議
委員定数	<u>12人</u> 以内(臨時委員若干人を置くことができる。)
委員構成	(1)知識経験者 5人 (2)市議会議員 2人 (3)社会福祉団体等の代表者 3人 (4)市職員 1人 計11人

芦屋市地域福祉計画推進評価委員会

設置根拠	芦屋市地域福祉計画推進評価委員会設置要綱
担任事務	芦屋市地域福祉計画の推進及び評価に関すること。
委員定数	20人以内
委員構成	(1)知識経験者 2人 (2)市民 1人 (3)社会福祉団体等の代表者 12人 (4)行政関係者 1人 (5)市職員 1人 計17人